二十五	独立行政法人通則法その他の法律の規定による独立行政法人等に対する報告及び検査その他の指導監督に関する次に掲げる文書 イ　指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書 ロ　違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書	五年
二十六	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号。以下この項及び二十七の項において「政策評価法」という。）による政策評価の実施に関する次に掲げる文書 イ　政策評価法第六条の基本計画又は政策評価法第七条第一項の実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書並びに当該制定又は変更に係る審議会等文書その他当該制定又は変更に至る過程が記録された文書 ロ　評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十七の項に掲げるものを除く。） ハ　政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書	十年
二十七	直轄事業として実施される公共事業に関する次に掲げる文書 イ　立案基礎文書並びに立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書 ロ　公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書 ハ　事業を実施するための決裁文書 ニ　事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書 ホ　工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書 ヘ　政策評価法による事前評価及び事後評価に関する文書	事業終了の日に係る特定日以後五年又は事後評価終了の日に係る特定日以後十年のいずれか長い期間
二十八	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（五の項に掲げるものを除く。）	十年
二十九	国会審議文書及び審議会等文書（一の項から二十八の項までに掲げるものを除く。）	十年
三十	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	無期限
三十一	取得した文書の管理を行うための帳簿	五年
三十二	決裁文書の管理を行うための帳簿	三十年
三十三	行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	三十年

備考　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

一　立案基礎文書　立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書

二　審議会等文書　審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合に検討のための資料として提出された文書及び当該機関又は当該会合の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他当該機関若しくは当該会合における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書

三　調査研究文書　調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書

四　決裁文書　行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書

五　意見公募手続文書　意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書

六　行政機関協議文書　他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書

七　国会審議文書　国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書

八　特定日　第八条第七項の保存期間が確定することとなる日（二十七の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の四月一日（当該確定することとなる日から一年以内の日であって、四月一日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあっては、その日）

公文書管理委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

内閣総理大臣　菅　直人

総務大臣　片山　善博

政令第二百五十一号

公文書管理委員会令の一部を改正する政令

内閣は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

公文書管理委員会令（平成二十二年政令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、分科会の議事について準用する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（分科会）

第五条　委員会に、特定歴史公文書等不服審査分科会（以下この条及び次条第三項において「分科会」という。）を置く。

2　分科会は、委員会の所掌事務のうち、公文書等の管理に関する法律第二十一条第二項の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

3　分科会に属すべき委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。